

預かり保育の無償化について

津市教育委員会事務局 学校教育課

**保育の必要性があると認められる3～5歳児は
預かり保育の利用料が無償化されます。**

- ◆対象者 : 保育の必要性があると認められるすべての3歳児～5歳児および
保育の必要性があると認められる住民税非課税世帯の満3歳
- ◆対象となる費用 : 11, 300円/月を上限として450円×利用日数までが無償
(満3歳は16, 300円/月を上限として450円×利用日数まで)
- ◆必要な手続き : 下記書類を提出していただき、保育の必要性の認定(新2号認定(3歳児以上)、
新3号認定(満3歳))を受ける必要があります。
(1)子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(子ども1人につき1枚)
(2)保育の必要性が認められる事由およびその状況を証明する書類(原則として父母それぞれの書類)

認定事由	内容	必要書類
就労	フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働 など、保護者が常に1か月に60時間以上就労 していること	就労(予定)証明書 ※自営業、内職の場合は就労申 告書及び自営の証明書類の写し
妊娠・出産	母親が出産前後であること (出産予定日の前後それぞれ8週間程度)	母子健康手帳の写し等の 出産予定日が分かるもの
疾病・障がい	保護者が病気、負傷又は精神もしくは身体に 障がいがあること	医師による意見書
病人の看護	同居の親族を常時看護・介護していること	医師による意見書、 介護・看護付添状況申立書
災害復旧	災害復旧にあたっている場合	り災証明書、申立書
求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む)を 継続的に行っていること ※求職活動の認定期間は3か月間のみ	求職活動中であることを 証明するもの
就学	保護者が特定の教育施設に在学(職業訓練を含 む)をしていること	在学証明書 ※入学予定の場合 は合格通知書等の写し
社会的養護	児童虐待やDVなどによって園児の 社会的養護が必要である場合	津市学校教育課まで ご相談ください
育児休業	法律に基づく育児休業を取得していること ※申請日以前より施設(預かり保育)を利用し ている方が対象です。	就労証明書 育児休業中における保育施設等 継続利用申立書 育児休業を証明するもの

- ◆申請方法 : 利用している施設を通して申請してください。

お問い合わせ
津市学校教育課 学校教育担当
TEL 059-229-3391